



大阪広域水道企業団暴力団排除条例

平成23年11月1日施行

(同日施行)

大阪広域水道企業団暴力団排除条例施行規則

大阪広域水道企業団暴力団等排除措置要綱(改正)

暴力団にお金を渡さない
暴力団を利用しない
暴力団を恐れない



大阪広域水道企業団では、大阪府警察と連携して大阪広域水道企業団が発注する建設工事をはじめとするあらゆる調達契約からの暴力団排除を図ってきました(※)が、さらなる暴力団排除の徹底を図ることを目的として、本年11月1日から「大阪広域水道企業団暴力団排除条例」を施行することとなりましたのでお知らせします。

※ 平成23年4月1日 「大阪広域水道企業団暴力団等排除措置要綱」を制定
平成23年4月26日 「大阪広域水道企業団が発注する契約からの暴力団排除に関する合意書」を締結

条例の概要

公共工事等からの暴力団排除

企業団は、暴力団員及び暴力団と密接な関係にある者(暴力団密接関係者)が、公共工事等の契約の相手方及び全ての下請負人等となることを許さない(排除する)こととします。

○ 暴力団員及び暴力団密接関係者であることが判明すれば、

- ・ 入札参加資格を与えない
- ・ 入札参加資格を有する場合は入札に参加させない
- ・ その旨を公表する

等の措置をとります。

○ 公共工事等の全ての契約関係者に対して、暴力団員及び暴力団密接関係者ではない旨の誓約書の提出を求めることとして、違反すれば、その旨を公表します。

不当介入の報告義務

公共工事等の全ての契約関係者は、当該契約を履行するにあたって暴力団員及び暴力団密接関係者から不当介入を受けたときは、速やかに企業団に報告しなければ公表等の措置をとります。